

前回指摘事項に関する各局対応

資料2-1

| テーマ | 政策評価会指摘事項 | 各局対応 |
|-------------|--|--|
| 美しい国づくり政策大綱 | 政策大綱の公式名はこのとおりでいいが、美しい国のイメージが分からない人も多いと思うので、「景観と緑に関する」という言葉を併記するとか、発表するときに少し工夫したほうがいいのではないか。 | 評価書の公表の際に、工夫することとしたい。 |
| | 15の施策をグループ分けして効果を測定すべき。 | 15の施策自体が各種個別施策の集合体であるという側面もあるが、これらをグループ分けした評価も行うことを検討したい。 |
| | 景観法自体は枠法であり、地域レベルで行っていること自体が実質だと思うが、市町村ごとに個別に把握していくのか。 | 市町村の施策を網羅的に個々に検証するのではなく、市町村による景観法の運用状況等を把握した上で、必要に応じ、具体的な取組みを例示的に取り入れる等の工夫をしつつ、全体を総括して評価を行ってまいりたい。 |
| | 公共事業等におけるアセスメント等に関しては、地方の補助事業等までどういう形で展開されているかといったことも含め、全体として見ていくという理解でよいか。 | 美しい国づくり政策大綱は国土交通省の取組を示したものであることから、基本的に国土交通省の取組みを対象に評価を行う。なお、その中で国土交通省の取組を参考とした地方公共団体での取組への波及効果を含めて評価を行ってまいりたい。 |
| | 民間の活動はどのように評価するのか。 | 美しい国づくり政策大綱は国土交通省の取組を示したものであることから、基本的に国土交通省の取組を対象に評価を行うが、民間活動の影響の大きさを踏まえ評価を行ってまいりたい。 |
| | 景観、緑がいいと思うかどうかは住民判断になるので、そういう情報を必ずデータで取る必要がある。 | 国民の意見の把握に努める。 |
| | 実際何かをやるのは市町村だと思うので、市町村側が感謝しているのかどうか等の意見を聞くとよい。 | 市町村の意見を聞けるようアンケート等の実施を検討することとしたい。 |
| | ①-⑮全てについて当初の目標、やったこと、予算、法律などを整理すべき。 | ご指摘のとおり対応する。 |
| | チェックアップ指標全て洗い出し、原因分析を行うべき。 | ご指摘のとおり対応する。 |
| | 国民の意見・感覚も調査すべき。(何が美しいのか、今はどうなのか) | 国民の意見の把握に努める。 |
| | 国際比較-制度や規制の違いを調査すべき。 | 諸外国における良好な景観形成の取組状況についても盛り込むこととしたい。 |
| | 複数の省庁にまたがる施策の効果は、どうやって評価するのか。 | 美しい国づくり政策大綱は国土交通省の取組を示したものであり、複数の省庁にまたがる施策は位置づけられていないため、基本的に国土交通省の取組の評価を行う。 |
| | 「15の具体的施策」の数値目標は予め設定されていたのか。そのとき定期的に数値目標の達成状況は調べられているのか。 | 「15の具体的施策」の一部に数値目標が設定されている。美しい国づくり政策大綱策定2年後にフォローアップが行われており、その際に数値目標の達成状況も調査している。 |
| | 横断的政策であるが、他の政策との関係も整理された方が分かり易い。 | 本大綱には良好な景観形成が本来目的ではない施策も多数位置づけられており、良好な景観形成に与える効果にも濃淡があることから、国民の誤解を生じないよう評価書の作成にあたって留意することとしたい。 |
| | 具体的施策として「ガイドラインの策定」「データベースの構築」とあるが、その最終的目標(=アウトカム)はどのように評価するのか。 | これらの施策については、あらかじめ設定された目標はないため、その評価にあたっては、当該ガイドラインが活用されたか等良好な景観形成につながる効果があったか等を評価することとしたい。 |

| テーマ | 政策評価会指摘事項 | 各局対応 |
|--|--|---|
| 市町村の防災判断を支援する警報の充実 | 市町村から流れる情報と住民に直接流れる情報があると思うが、どのように評価をしていくのか。 | 気象庁から住民に直接流れる情報については、平成22年に実施した「防災気象情報の利活用状況等に関する調査」の結果を利用して評価することとしたい。また、市町村から住民に流れる情報については、住民の避難行動における視点を分析するなど、住民における情報の認識や利用の観点から評価することとしたい。 |
| | 民間でも色々な気象情報を出していると思うが、そこの役割分担は評価の対象となるのか。 | 警報を発表することは法律上気象庁に限定。民間事業者に関して、警報の伝達や解説について、利活用状況調査の中で確認される事項について記述することとしたい。 |
| | 情報がきめ細かく来ているか思っているかどうかは住民の判断になるので、そういう情報を必ずデータでとってほしい。 | 住民の意見については、平成22年に実施した「防災気象情報の利活用状況等に関する調査」の結果を活用することとしたい。 |
| | 実際になにかをやるのは市町村ということになるので、市町村側は感謝しているのかどうか等市町村の意見も併せて聞くとよい。 | 市町村の意見については、平成22年に実施した「防災気象情報の利活用状況等に関する調査」の結果を活用することとしたい。 |
| | 政策だけでなく、これに要する費用(投資、経費、人)=inputと成果(outcome)を示すべき。 | 費用について、市町村ごとの警報・注意報の発表などの業務に対応して、予報作業上のシステムを更新した部分(予報作業支援システム)を示すこととしたい。成果については、平成22年に実施した「防災気象情報の利活用状況等に関する調査」を活用し、利用者の防災対応における情報の充実など、利便性の向上について評価することとしたい。 |
| | 気象庁から自治体だけでなく、自治体から住民の流れも調べたらどうか。また気象庁から住民も見るといい。 | 市町村から住民に流れる情報については、内閣府が実施した調査結果を利用するとともに、住民の避難行動における視点や住民の情報入手手段を分析するなど、住民における情報の認識や利用の観点から評価することとしたい。これらの観点については、平成22年に実施した「防災気象情報の利活用状況等に関する調査」の結果を利用する。 |
| | 警報情報の信頼性はどのように評価するのか。 | 警報情報の信頼性については、平成22年に実施した「防災気象情報の利活用状況等に関する調査」や平成21年度に内閣府が実施した特別世論調査の結果を利用し、市町村や住民における利用状況や情報に対する満足度などを分析し評価することとしたい。 |
| | タイムリーな情報伝達という点が情報利用の有用性の観点から重要であると思うが具体的にどのように評価するのか。 | 「警報などの発表や解除がタイムリー(適切なタイミング)であった」ことについては、平成22年に実施した「防災気象情報の利活用状況等に関する調査」の結果を活用し、リードタイム(情報を出してから現象が発生するまでの時間)に関する意見を分析するなど、利用者が重要視する情報を基準として評価することとしたい。 |
| 都道府県及び河川局等との連携及びデータ収集方法と基準の周知、並びに活用実績のレビューが必要。 | 都道府県及び河川局とは指定河川洪水予報を共同で実施するなど十分な連携の下で業務を実施しているところであり、連携の実情をレビューすることとしたい。 | |

| テーマ | 政策評価会指摘事項 | 各局対応 |
|----------------------|--|--|
| 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 | 納税者が満足しているかどうかといった住民の評価が必要。特に沿線地域と同一自治体に居住する、沿線地域以外の納税者についても満足度を聞いてみてはどうか。 | 本政策レビューの対象としているのは法制度であることを踏まえ、当該法制度を活用する地方公共団体、交通事業者等から意見を聴取し、評価を行うことを検討したい。 |
| | 上下分離の路線使用料の算定の問題や維持管理費について、総合計画等の分析や第三者的な評価が必要。 | 本政策レビューの対象としているのは法制度であることを踏まえ、個別事業の評価というよりは、当該法制度を活用する地方公共団体、交通事業者等から意見を聴取し、評価を行うことを検討したい。 |
| | LRTの評価に偏ることなく、路線バスや離島航路など各モードをきちんと踏まえた評価が必要。 | ご指摘のとおり、モード全体に跨る法としての評価を行ってまいりたい。 |
| | 法律自体は問題解決の手段の一つなので、地域公共交通問題とは何かというところに立ち返っての評価が必要。 | ご指摘のとおりであるが、今回はその主要な手段の一つとしての法律の評価であると認識している。 |
| | 住民への啓蒙の視点が必要。 | ご指摘を踏まえて対応してまいりたい。 |
| | 予算額など具体手法に分解して評価すべき。 | 本政策レビューの対象としているのは法制度であることを踏まえ、当該法制度を活用するにあたって、必要な要素を具体的に分解して評価してまいりたい。 |
| | 既存法制度とどう違っていたのか。(ケースで評価すべき) | 活性化法により既存法の特例措置が規定され、手続きが簡便化されたこと等について、特定事業のケースを踏まえつつ評価を行いたい。 |
| | 事業者と自治体のコメントとるべき。 | 当該法制度を活用した地方公共団体、交通事業者等から意見を聴取し、評価を行ってまいりたい。 |
| | 制度の使い勝手の改善余地あるはず。 | ご指摘を踏まえて対応してまいりたい。 |
| | 国の関与の必要性のチェックすべき。 | ご指摘を踏まえて対応してまいりたい。 |
| | 活性化・再生は、どのような指標で評価するのか？→効果の発現に時間がかかるので注意が必要。 | 地域活性化の効果発現には時間を要することも念頭に置きつつ、集客効果等について、当該法制度を活用した地方公共団体、交通事業者等から意見を聴取し、評価を行うことを検討したい。 |
| | H22年度の政策レビュー(LRT)との関係を明確化が必要。 | 本政策レビューの対象は法制度であることを踏まえ、モード全体に跨る法としての評価を行ってまいりたい。 |
| | 上下分離の事例は分析に足りる程のサンプルはあるのか。 | 軌道運送高度化事業、及び鉄道事業再構築事業については一定の件数があり、当該法制度を活用した地方公共団体、交通事業者等から意見を聴取し、評価を行うことを検討したい。 |
| | 協議会方式のgood practiceを選定するのか。 | good practiceについて取り上げることを予定している。 |
| 何が不足しているかを見い出すのか。 | 法制度の課題について取り上げることを予定している。 | |

| テーマ | 政策評価会指摘事項 | 各局対応 |
|---------|--|--|
| 土砂災害防止法 | ①指定していないところで実際の土砂災害が起こっていないかの確認が必要。 | 実際に発生した土砂災害のうち、土砂災害のおそれが確認されていない箇所について確認を行ってまいりたい。 |
| | ②開発が規制されている地域と、そうでない地域で、土砂災害の発生率がどのくらい違うかの調査が必要。 | 土砂災害特別警戒区域については、特に各地方自治体の指定方針の違いもあり現時点での一様な評価は困難と考えられるので今後の検討課題としたい。 |
| | ③地方自治体で基礎調査等が実施されていない場合、実施されていない理由、どんなことが障害になっているかの調査が必要。 | 基礎調査等の実施に関して、どのような障害があるのか、実施主体である地方自治体へアンケート等を実施し調査を行うこととしたい。 |
| | ④法律自体は問題解決の手段の一つなので、土砂災害が起こると何が問題かというところに立ち返っての評価が必要。 | 土砂災害防止対策における本法律に基づく対策の位置づけを明確にしたうえで、評価を行ってまいりたい。 |
| | ⑤住民への啓蒙の視点が必要 | 評価にあたり、土砂災害警戒区域の指定等における住民への啓発活動等の実態について把握し、どのような指標で評価を行っていくか検討してまいりたい。 |
| | ⑥県、市町村との役割分担をはっきりやってほしい。 | 土砂災害防止法に基づいて定められた国、県及び市町村の役割を明らかにしたうえで、施策の評価を行ってまいりたい。 |
| | ⑦国の関与の必要性のチェックすべき | ⑥における評価を踏まえ、どのような国の関与のもと、土砂災害防止対策を進めていくか検討してまいりたい。 |
| | ⑧使う予算がどうか変わったか分析 ※法律ができる前後で砂防予算の使い道がどう変わったか | 土砂災害防止法施行後の土砂災害防止対策にかかる予算の実態について確認を行ってまいりたい。 |
| | ⑨移転させられた人達の満足度も調べるべき。 | 実際に移転が行われた事例を調査し実態を踏まえ、どのような指標で評価を行っていくか検討してまいりたい。 |
| | ⑩過去の歴史的経験をうまく反映できるような仕組みをコミュニティベースで考えていくべきなのは？ ※災害履歴、コミュニティ内での言い伝えなどの過去の歴史的経験も反映して区域指定を行っていくべきではないか | 土砂災害警戒区域の指定等における住民への啓発活動等について実態を把握し、どのような取り組みが考えられるか検討することとしたい。 |
| | ⑪移転政策との関係 ※土砂法によって移転を促した結果どのような移転状況になっているか | 実際に移転が行われた事例を調査し実態を踏まえ、どのような指標で評価を行っていくか検討してまいりたい。 |

| テーマ | 政策評価会指摘事項 | 各局対応 |
|--------------------------------|--|---|
| スーパー中 枢港湾 プロ ジェク ト | 東日本大震災を踏まえ、大きな港が2つあることによるリダンダンシーなどセキュリティの観点からの評価が必要。 | 27年度を目途として実施する国際コンテナ戦略港湾に関する政策レビューにおいて、評価の観点に取り入れることとしたい。 |
| | グローバルハブ等の概念はあるかと思うが、マルチに分散するという流れもあるので、スーパー中 枢といった概念が妥当かどうかの評価が必要。 | 27年度を目途として実施する国際コンテナ戦略港湾に関する政策レビューにおいて、評価の観点に取り入れることとしたい。 |
| | 日本発着の国際コンテナの東アジア主要港でのト ランシップ率を現行の半分にするのは、①直行 便を増やす、②東アジア以外の地域の港におけ るトランシップを増やす、といういずれの効果 を狙っているのかが不明確。①を目指している のか。 | 仰るとおり①を目指しており、具体的には、アジアと 北米・欧州を結ぶ基幹航路の日本への就航を維持・ 拡大することを目指しているもの。 |
| | ハブ港のニーズそのものをある程度議論すべき だろう。 | 27年度を目途として実施する国際コンテナ戦略港湾 に関する政策レビューにおいて、評価の観点に取り 入れることとしたい。 |
| | スーパー中 枢港湾プロジェクトとして取り組んできたものよりさらに運営・管理面で踏み込んで、さら なる利便性向上に向けた検討をしない限り、ライ バル港湾に対する競争力の優位性を確保できな い。もう一歩踏み出さないと国際競争に勝てな いのではないか。 | 仰るとおりであると考えております。荷主へのサービ ス向上についてもこれまで以上に推進します。このた め、港湾法を改正し、港湾運営に関する業務を一元 的に担うこととなる「港湾運営会社」制度を導入した ところであり、これにより、民の視点を取り込んだ効 率的な港湾運営を実現してまいりたい。 |

| テーマ | 政策評価会指摘事項 | 各局対応 |
|---------|--|--|
| バリアフリー法 | バリアフリー教室の実施回数や参加人数が重要視されているが、もう少し工夫した手法や指標が必要。 | 「心のバリアフリー」の進捗状況をより多角的に把握するため、「バリアフリー教室」の実施回数・参加人数の推移に加え、公共交通事業者におけるバリアフリーに関する職員訓練の状況等も併せて把握したい。 |
| | 建造物のバリアフリーといっても、大型のもの、公共のもの、私的なもの、新しいもの、古いものなどあり、それら建物の種類による格差や地域格差についての評価が必要。 | バリアフリー法においては、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する建築物の一定規模以上の建築をしようとするときは、バリアフリー基準に適合させることを義務づけているところ。なお、地方の自然的社会的条件の特殊性に応じて、地方公共団体がバリアフリー条例により義務対象となる建築物の追加、対象規模の引下げ、及び基準の付加を行うことを可能としているところであり、当該条例の策定状況について把握したい。 また、バリアフリー法においては、多数の者が利用する建築物が誘導的なバリアフリー基準に適合している場合に、所管行政庁が当該建築物を認定する制度を設けているところであり、当該認定の件数について、建築物の用途別や地域別に現状を把握したい。 |
| | 整備したというのは分かるが、円滑な移動が増えたか等の調査が必要。 | バリアフリー法制定時と比較した、移動等における利便性の向上については、内閣府において実施されている「高齢者の日常の生活に関する意識調査」のアンケート結果等を参考にしつつ、利用者の評価について記載したい。 |
| | 利用者の実際の行動を評価するエクスペリエンス評価が出来ないか。例えば、心のバリアフリーであれば、徹底的に利用者の気持ちを分解していくような評価手法が必要。 | バリアフリー法制定時と比較した、移動等における利便性の向上については、内閣府において実施されている「高齢者の日常の生活に関する意識調査」のアンケート結果等を参考にしつつ、利用者の評価について記載したい。 |
| | 利用者側からの利便性の評価や変化を定点観測していくことが必要。 | バリアフリー法制定時と比較した、移動等における利便性の向上については、内閣府においてこれまで実施されてきている「高齢者の日常の生活に関する意識調査」のアンケート結果を踏まえ、利用者の評価について記載したい。 |
| | 地域間格差を評価の対象としてみてはどうか。 | 各都道府県別の鉄道駅等のバリアフリー化の状況について、地域における公共交通機関が占める移動手段の分担率が異なることに留意し、各都道府県の鉄道駅利用客数に占めるバリアフリー化された鉄道駅の利用客数等を比較したい。 |

| テーマ | 政策評価会指摘事項 | 各局対応 |
|---------|--|---|
| バリアフリー法 | バリアフリーの費用対効果、事業者の視点の調査が必要。 | バリアフリー施策は、高齢者、障害者等が円滑に移動又は利用できるようにするため、事業者にとっては直接利益に結びつく投資ではないが、今後の高齢社会の進展等に鑑み、補助金等のインセンティブ措置を講じつつ推進しているところ。なお、事業者の意見については、当事者、事業者、行政が一同に会する「バリアフリーネットワーク会議」において伺っている。利用者における効果については、内閣府において実施されている「高齢者の日常の生活に関する意識調査」のアンケート結果等を参考にしつつ記載したい。 |
| | 学童、妊婦、外人を老人、障害者に加えて考えるのが次のテーマになる。特にのりつぎ、エレベータ背の高さに着目すべき。 | バリアフリー法は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ制定されたものであり、法律のみならず、ガイドラインを含めて、スパイラルアップの考え方に基づき、施策の充実を行って来ているところ(なお、バリアフリー法の直接の対象となっている「高齢者、障害者等」には、妊産婦が含まれている。) |
| | 駅員の対応やIT(予約)等の調査が必要。 | 公共交通事業者におけるバリアフリーに関する職員訓練の状況等を把握したい。また、ITについては、「らくらくおでかけネット」において各旅客施設のバリアフリーに関する情報を提供しているところであり、その利用状況等を把握したい。 |
| | バリアフリー化対象となる施設の設定基準(=利用者数)は妥当なのか?“5,000人以上/日”を満たす施設で、①どの程度のバリアフリー施設利用者数がいたか、②どの程度満足しているか、をきちんと調べるべき。“5,000人以上/日”とすると都会が主な対象になる。地域間格差も調べるべきでは。本来は、バリアフリー化を必要とする人々の多いところが優先されるべきなのであり、その意味では、施設と地域のバリアフリー化施策は一体化した方が良いのでは。 | 旅客施設のバリアフリー化に関する目標は、限られた財源の中で効果的な投資を行う観点から、1日平均利用客数「5000人以上」の旅客施設を整備することによって、全ての旅客施設利用者の90%をカバーすることとなる等を踏まえ定められたもの(なお、平成23年3月31日より、「3000人以上」を対象を拡大したところ。これにより、95%をカバーすることとなる。)。また、この目標に加えて、「地域の実情にかんがみ、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。」という地域の実態を反映できる考え方も定めているところ。 また、バリアフリー法においては、このような単体の施設整備に止まらず、一定地域の全体としてのバリアフリー化を進めることとしており、市町村は、そのための「基本構想」を作成することができることとされており、地域のバリアフリー化施策として施設の整備を推進している。 なお、バリアフリー法制定時と比較した、移動等における利便性の向上については、内閣府において実施されている「高齢者の日常の生活に関する意識調査」のアンケート結果等を参考にしつつ、利用者の評価について記載したい。 |

| テーマ | 政策評価会指摘事項 | 各局対応 |
|---------|---|--|
| | 高齢者、障害者団体からの意見を伺うべき。 | 高齢者、障害者団体、施設設置管理者等を構成メンバーとする「バリアフリーネットワーク会議」を、本省及びブロック単位で毎年実施しており、直接、具体的な意見を伺っているところ。また、バリアフリー法に基づく基本方針の改正(平成23年3月31日告示)の際には、パブリックコメントを実施したところであり、関係ガイドラインの作成等の際には高齢者、障害者団体等にも参画いただいているところ。 |
| バリアフリー法 | バリアフリー施策は、高齢者や障害者等を対象としているが、バリアフリー施策を行うことにより一般の方々にも便益を与えているといったプラス効果も評価できるのではないか。 | バリアフリー化による高齢者、障害者等以外(特に子育て世代)の利便性の向上については、国土交通政策研究所で行われた「三世代共生ユニバーサルデザイン社会の構築に向けた調査研究」の結果等を参考にしつつ、評価を記載したい。なお、バリアフリー法は、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方を踏まえ制定されたものであり、法律のみならず、ガイドラインを含めて、スパイラルアップの考え方にに基づき、施策の充実を行って来ているところ。 |
| | バリアフリーに関する教育についても調査すべき。 | 公共交通機関や建築物等の利用におけるバリアフリーに関する教育については、公共交通事業者に対する教育訓練又は学校教育の一環として「バリアフリー教室」を実施しているところ。 |

平成23年度取りまとめ政策レビューの取組状況

資料2-2

| テ ー マ 名 | 指定等法人に対する国の関与等の透明化・合理化 ―指定等法人が行う事務・事業の検証― |
|-----------|---|
| 評価の目的、必要性 | 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成18年8月15日閣議決定)に基づき、初回の政策評価は平成23年度末までに実施することとされていることから、指定等法人に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、指定・登録等に係る事務・事業の必要性の検証を行う。 |
| 対 象 政 策 | 指定等法人(法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人(独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される民間法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。))が行う事務・事業を対象とする。 |
| 評 価 の 視 点 | 指定等法人が実施する事務・事業の必要性について、行政の関与の必要性、官民の役割分担などの観点から評価を行う。 |
| 評 価 手 法 | 指定等法人が実施する事務・事業を所管する部局が自己評価を行う。 |
| 検 討 状 況 | 対象となる事務・事業、対象となる法人を精査中。 |
| 第三者の知見の活用 | 個別の事務・事業において、施策の在り方の検討や見直しのための検討会を実施するなどの形で、第三者の知見を反映。 |
| 備 考 | 「国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準」(平成18年8月15日閣議決定)2(1)オに基づき、実施するものである。 |

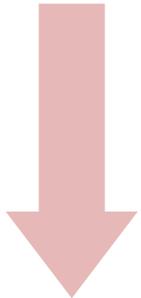
指定等法人の行う事務・事業の検証について

指定等法人とは

法令等に基づき国の指定、認定、登録等を受けて、法令等で定められた特定の事務・事業を実施する法人
(独立行政法人、特殊法人、認可法人、共済組合、特別の法律により設立される法人及び「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成14年3月29日閣議決定)において事務・事業の改革の対象となった法人を除く。)

実施根拠

今後の行政改革の方針(平成16年12月24日閣議決定)



官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成18年度末までに、指定等法人について、所要の見直しを行う。

- ・ 事務・事業の内容や指定、認定、登録等の形態を精査、分類し、国の関与等の透明化・合理化のための基準を策定し、厳格な見直しを行う。
- ・ 今後、国以外の特定の法人に法令等で定められた国の事務・事業を実施させざるを得ない場合には、原則として、法律にその根拠を明示すること、指定制ではなく登録制とすること等とし、規制の新設審査の一環として厳しく審査する際の基準を策定する。

国からの指定等に基づき特定の事務・事業を実施する法人に係る規制の新設審査及び国の関与等の透明化・合理化のための基準(平成18年8月15日閣議決定)

<事務・事業の定期的検証>

- ・ 事務・事業(地方公共団体の事務を除く)について、少なくとも3~5年ごとに政策評価を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行うとともに、その結果をインターネットで公開する。
- ・ **初回の政策評価は平成23年度末までに実施する。**

指定等法人の行う事務・事業の検証について

対象となる事務・事業と指定等法人

※対象となる事務・事業、法人については精査中

- ・ 対象法人は、公益法人の一部と自動車整備事業場・航空会社等の民間法人が中心。
- ・ 政府全体で約220の事務・事業、約37,000の法人が対象。そのうち、国土交通省関係は48事務・事業、29,623法人(※)。

- 1. 試験(資格付与)** 1事務・事業、1法人
宅地建物取引主任者資格試験の実施
- 2. 講習研修** 15事務・事業、378法人
タクシー業務適正化事業、民間気象業務の支援 等
- 3. 登録** 1事務・事業、4法人
宅地建物取引業法第34条の2に規定する登録業務
- 4. 交付表示** 3事務・事業、54法人
特定都市鉄道整備積立金制度、ナンバープレートの交付代行 等
- 5. 検査検定** 8事務・事業、29,055法人
自動車の点検及び整備についての検査、建築確認・中間検査・完了検査事務 等
- 6. 助成** 17事務・事業、28法人
民間都市開発推進機構が行う各業務、アイヌ文化の振興 等
- 7. 調査研究** 13事務・事業、21法人
地域伝統芸能活用センターの行う事業、住宅瑕疵担保責任保険の引受け 等
- 8. 促進啓発** 7事務・事業、54法人
地方貨物自動車運送適正化事業 等
- 9. 指導助言** 12事務・事業、62法人
マンション管理等に関する指導助言 等
- 10. その他** 23事務・事業、130法人
中部国際空港の設置及び管理 等

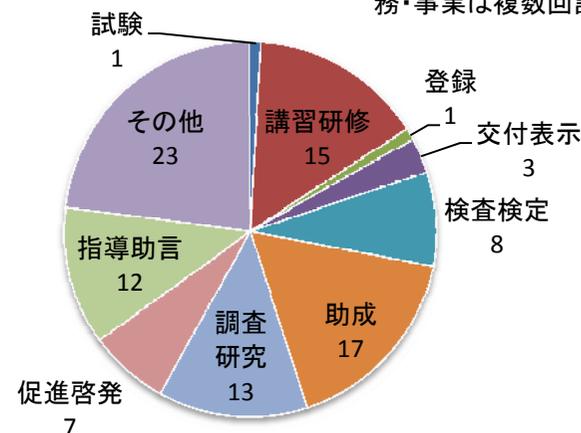
計48事務・事業、29,623法人

注) 事務・事業の重複は排除。法人については事務・事業間の重複有

＜対象法人の種類と数＞ ※事務・事業間の重複有

| 法人の種類 | 法人数 | 備考 |
|-------------|--------|------------------|
| 公益法人 | 226 | — |
| 社会福祉法人・医療法人 | 114 | 航空身体検査を行う医療機関等 |
| 学校法人 | 280 | 自動車整備士の育成機関等 |
| 株式会社 | 28,943 | 指定自動車整備事業場、航空会社等 |
| その他 | 60 | 弁護士会等 |

＜対象事務・事業の数＞ ※複数の類型に該当する事務・事業は複数回計上



指定等法人の行う事務・事業の検証について

政策評価

- 行政評価法(平成13年法律第86号)及び同法に規定された各府省が定める基本計画(国土交通省政策評価基本計画)に基づき政策評価を行う。
- 国土交通省政策評価基本計画に掲げられている政策アセスメント、政策チェックアップ、政策レビューの3つの方式のうち、政策レビューの方式により行う。

<参考>

政策アセスメント(事業評価方式) …… 新規施策の導入に際して、必要性、有効性、効率性等について評価する
政策チェックアップ(実績評価方式) …… 国土交通省の主要な施策目標ごとの業績指標を設定し、目標の達成度を評価する
政策レビュー(総合評価方式) …… 国民の関心が高い政策等について、掘り下げた分析・評価を行う

評価の視点

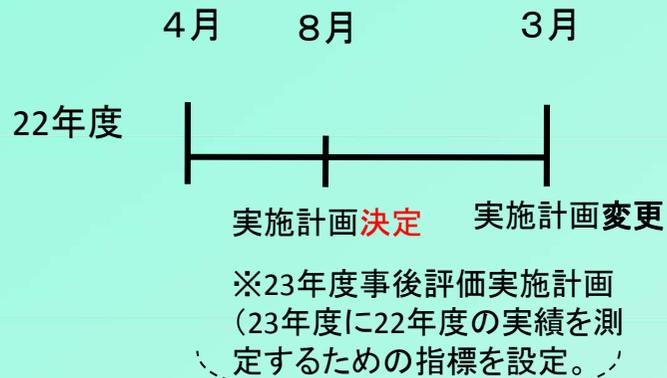
評価方法

それぞれの事務・事業の政策評価については、各事務・事業所管課において行うものとし、当省所管の法令の改正、公益法人の監督等の取りまとめ業務を行う大臣官房総務課において、評価の結果を取りまとめる。

評価内容

- 各事務・事業所管課における政策評価
各事務・事業ごとに評価書(個票)を作成し、事務・事業の概要、目的、必要性、有効性等の観点から、改めて事務・事業の必要性等について検証を行う。
- 大臣官房総務課におけるとりまとめ
各事務・事業所管課から提出された評価書(個票)をもとに全体的な傾向を評価の概要としてとりまとめる。

平成24年度予算概算要求に向けた政策評価の取組み



<政策チェックアップ> (前年度の政策の事後評価)

部局横断的に省の主要な行政分野をカバーできるようなアウトカムの政策目標を選定し、政策目標の達成度を適切に表し、かつ定量的に測定ができる業績指標を選定。

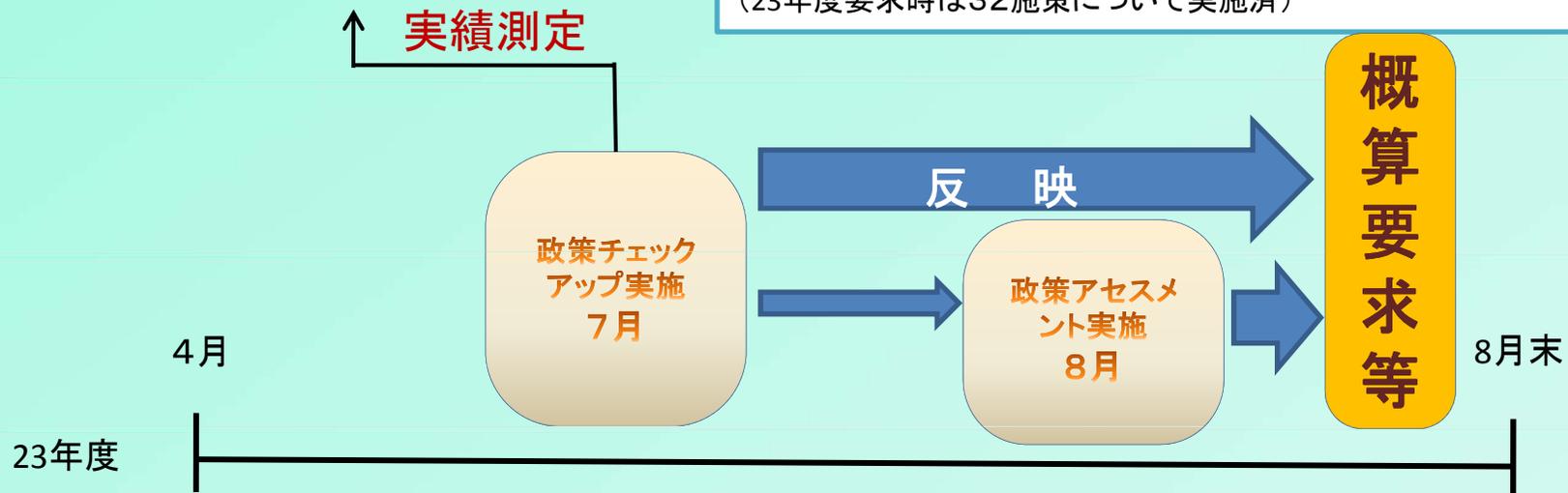
各業績指標について毎年度、実績を測定し、目標値に対する達成状況を評価する。原因分析・課題の抽出を行い、予算要求等に反映させる。

平成23年度は平成22年度の24業績指標について実施。

<政策アセスメント> (来年度の施策の事前評価)

主な新規施策(予算要求等)について、必要性、有効性、効率性をチェックして成果重視の施策の企画立案を目指す。アカウントビリティも徹底。

※平成24年度概算要求に当たっての新規施策について実施
(23年度要求時は32施策について実施済)



※事後評価実施計画、政策チェックアップ、政策アセスメントは、大臣決裁事項。

政策評価に係る政策目標及び施策目標

| | |
|--------------|---|
| ○政策目標（アウトカム） | |
| ○施策目標(評価の単位) | |
| ○暮らし・環境 | |
| 1 | 1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進 |
| | 1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る |
| | 2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する |
| 2 | 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 |
| | 3 総合的なバリアフリー化を推進する |
| | 4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する |
| | 5 快適な道路環境等を創造する |
| | 6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する |
| | 7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する |
| | 8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する |
| 3 | 3 地球環境の保全 |
| | 9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う |
| ○安全 | |
| 4 | 4 水害等災害による被害の軽減 |
| | 10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する |
| | 11 住宅・市街地の防災性を向上する |
| | 12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する |
| | 13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する |
| 5 | 5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保 |
| | 14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する |
| | 15 道路交通の安全性を確保・向上する |
| | 16 住宅・建築物の安全性の確保を図る |
| | 17 自動車事故の被害者の救済を図る |
| | 18 自動車の安全性を高める |
| | 19 船舶交通の安全と海上の治安を確保する |
| ○活力 | |
| 6 | 6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化 |
| | 20 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する |
| | 21 観光立国を推進する |
| | 22 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する |
| | 23 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する |
| | 24 整備新幹線の整備を推進する |
| | 25 航空交通ネットワークを強化する |
| 7 | 7 都市再生・地域再生等の推進 |
| | 26 都市再生・地域再生を推進する |
| | 27 流通業務立地等の円滑化を図る |
| | 28 集約型都市構造を実現する |
| 8 | 8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上 |
| | 29 鉄道網を充実・活性化させる |
| | 30 地域公共交通の維持・活性化を推進する |
| | 31 都市・地域における総合交通戦略を推進する |
| | 32 道路交通の円滑化を推進する |
| 9 | 9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護 |
| | 33 社会資本整備・管理等を効果的に推進する |
| | 34 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する |
| | 35 建設市場の整備を推進する |
| | 36 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る |
| | 37 地籍の整備等の国土調査を推進する |
| | 38 自動車運送業の市場環境整備を推進する |
| | 39 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る |
| ○横断的な政策課題 | |
| 10 | 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 |
| | 40 総合的な国土形成を推進する |
| | 41 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する |
| | 42 離島等の振興を図る |
| | 43 北海道総合開発を推進する |
| 11 | 11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進 |
| | 44 技術研究開発を推進する |
| | 45 情報化を推進する |
| 12 | 12 国際協力、連携等の推進 |
| | 46 国際協力、連携等を推進する |
| 13 | 13 官庁施設の利便性、安全性等の向上 |
| | 47 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する |

施策目標別評価の実施について

○今年度より、従来から行ってきた業績指標単位（224 指標）の評価に加え、施策目標単位（47 施策）の評価を実施。

○施策目標の評価は、3 段階。各施策目標ごとの業績指標の評価（A・B 評価（判断できない（N）評価を除く）の割合を目安。その上で、総合的に判断。

（評価の目安）

「順調である」・・・A 評価と B 評価の合計のうち A 評価の割合が 80%以上

「おおむね順調である」・・・A 評価と B 評価の合計のうち A 評価の割合が 50%以上 80%未満

「努力が必要である」・・・A 評価と B 評価の合計のうち A 評価の割合が 50%未満以上を目安とした上で、総合的に判断。

（具体例）

例えば、業績指標が 10 個ある施策において、

A 評価・・・5、B 評価・・・4、N 評価・・・1

の場合、A 評価（5）+B 評価（4）= 9 となり、

そのうち A 評価が 5 であるため、A の割合は 55%（5/9）となり、当該施策の評価は、「おおむね順調である」となる。

ただし、当該基準は判断基準としての目安であり、最終的には総合的に判断。

仮に、A の割合が 80%以上であっても、施策目標の達成に向けて最も重要であると考えられる業績指標が A 以外である場合その他「順調である」とすることが適当ではない場合には、「おおむね順調である」、「努力が必要である」とする。

また、1 施策目標における業績指標が、判断できない（N）及び新規のみの場合については、施策全体を定性的に分析することにより、上記の 3 段階評価を行う。

〈参考〉業績指標の評価

A：業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示している

B：業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していない

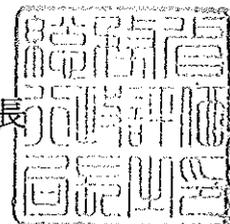
N（昨年度までは C）：判断できない



総評政第14号
平成23年4月27日

国土交通省大臣官房長 殿

総務省行政評価局長



平成23年度における政策評価の実施について

平成23年度の政策評価の実施に当たっては、東日本大震災への対応に政府一丸となって取り組んでいる現状に鑑み、政策評価の実施が困難な施策については実施計画を変更し評価対象から外すなど、各行政機関においては、震災対応に支障が生じないように、適切な対応に努められたい。

また、これまで検討・協議を進めてきた「目標管理型の政策評価」(注)の改善方策については、現下の各行政機関の状況等に鑑み、平成23年度においては別紙のとおり試行的取組として行うこととする。

(注)「目標管理型の政策評価」とは、実績評価方式を用いた政策評価及びあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む、いわゆる「施策」レベルの政策の事後評価をいう。

目標管理型の政策評価の改善方策に係る試行的取組について

目標管理型の政策評価については、各行政機関における政策体系及び政策のミッションの明確化、PDCAサイクルを通じたマネジメントの向上及び国民に対する説明責任の徹底に資するため、「政策評価の実施に関するガイドライン」（平成17年12月16日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。）等の趣旨を踏まえ、その改善方策の検討・協議を進めてきたところである。平成23年度においては、現下の各行政機関の状況等に鑑み、試行的取組として、下記により目標管理型の政策評価を実施されたい。

記

1 基本的考え方

(1) 目標管理型の政策評価に係る特質と課題

目標管理型の政策評価は、本来、各行政機関における施策（ガイドラインという政策体系における単位である「施策」をいう。以下同じ。）レベルの政策全般をカバーして政策の目的、目標、達成手段等から成る政策体系を明確化した上で、事後に達成状況を確認して当初の想定を検証することで、多様な行政分野においてPDCAサイクルを通じたマネジメントの向上、説明責任の徹底に資することのできる特質を有している。このため、各行政機関において、主要な行政目的に係る政策を評価する手法として広く用いられている。

他方、現状における運用については、

- ・ 焦点が絞りきれず、重要な情報も埋没しがちではないか
 - ・ 府省や施策ごとの特性に応じた多様な評価が発展した結果、評価内容・スタイルが過度に区々となり、政府全体の俯瞰や府省横断的な施策への活用が困難ではないか
 - ・ 施策の達成手段やそのコストについての情報が不十分ではないか
- 等の課題も認められるところである。

(2) 改善の方向性

上述の課題に対応するため、目標管理型の政策評価について、メリハリのある分かりやすい政策評価を推進するとともに、いわゆる「事務事業」レベルまで含めた政策の体系化、一覧性を確保すること等により、政務三役等の各行政機関の幹部職員によるマネジメントにおいて積極的に活用され、政府のPDCAサイクルを適切に機能させていく基盤となり得るものへと改めていくことが必要である。

2 評価の前提となる事前分析の実施

(1) 趣旨

目標管理型の政策評価においては、目的、目標（指標）、それらの達成手段及び各手段がいかに関目標等の実現に寄与するか等に係る事前の想定が明確でなければ、事後において当該想定を検証し、政策の改善に反映させていくことが困難となる。逆に、事前の想定が明確であれば、当該想定を検証する事後の評価の簡素合理化を図っていくことも可能となり得る。

また、評価対象となる施策レベルの政策について、上記のような事前の想定、要するコスト（予算・決算情報）等を分かりやすく一覧性のある形であらかじめ整理・公表し、事後に実績を踏まえて検証していくことは、各行政機関の政策体系の一層の明確化、政務三役等によるマネジメントの強化、外部検証の促進等に有効と考えられる。

このため、目標等の設定段階における事前分析の充実と一覧性・統一性の確保を図るため、各行政機関において、別紙1の様式を基本として、評価対象となる施策レベルの政策ごとに事前分析表を作成するものとする。

ただし、行政機関により政策評価の対象となる施策の特性や予算の構成等に相違があることを踏まえ、提示した様式の要素を盛り込んだ上で、評価を分かりやすく使いやすいものとするための各行政機関の工夫として同様式の修正（カスタマイズ）を行うことは、今般の取組の趣旨にかなうものとする。

(2) 事前分析表の作成対象

事前分析表の作成対象は、平成23年度以降に実施する施策であって、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）第6条第2項第6号に定める「事後評価の対象としようとする政策」に係る評価のうち

「政策評価に関する基本方針」（平成 17 年 12 月 16 日閣議決定。以下「基本方針」という。）の別紙に定める実績評価方式による評価又はあらかじめ設定された目標の達成度合いについて評価する内容を含む事後評価を実施する全ての施策とする。ただし、東日本大震災への対応により困難であるなど特段の事情がある施策については、作成しないことができるものとする。

(3) 実施手順

平成 23 年度実施施策に係る事前分析表は、遅くとも 23 年 11 月中を目途に作成した上で、原則として公表し、総務省行政評価局に送付する。

3 標準様式の導入による評価書の簡素合理化、統一性・一覧性確保と評価書の活用

(1) 趣旨

目標管理型の政策評価に係る評価書（以下「評価書」という。）について、政務三役等の各行政機関の幹部職員によるマネジメントにおいて積極的に活用され得るような、使いやすく分かりやすいものとしていくことに加えて、国民に対する説明責任を徹底するため、統一的な標準様式を導入する。これにより、各行政機関間の統一性、政府全体の一覧性の確保と重要な情報の焦点を絞った提示を図ることとする。このため、各行政機関は、別紙 2 の様式を基本として、評価対象となる施策レベルの政策ごとに評価書を作成するものとする。

ただし、行政機関により政策評価の対象となる施策の特性や予算の構成等に相違があることを踏まえ、新たな標準様式の要素を盛り込んだ上で、評価を分かりやすく使いやすいものとするための各行政機関の工夫として同様式の修正（カスタマイズ）を行うことは、今般の取組の趣旨にかなうものとする。

平成 22 年度実施施策に係る評価書について標準様式又は同様式を修正（カスタマイズ）したものをを用いることが難しい場合、標準様式と同様の要素が盛り込まれているものであれば、従来の評価書を用いることができるものとする。

(2) 標準様式の適用対象

標準様式は、平成 22 年度に実施した施策に係る目標管理型の政策評価を適用対象とする。ただし、東日本大震災への対応により困難であるなど特段

の事情がある施策については、適用しないことができるものとする。

(3) 実施手順

評価対象施策の改善・見直し等に資するため、評価書の積極的な活用を図る。例えば、評価書又は評価書の案について、予算要求等に係る政務三役等の各行政機関の幹部職員による検討の場に参考資料として提出するなどの対応が考えられる。

評価書については、原則として8月末を目途に作成、公表し、総務省行政評価局に送付するものとする。

その際、基本方針I 9(2)にいう窓口において、当該評価書に関する外部からの意見・要望を受け付け、寄せられた意見・要望については関係する部局等で適切に活用するものとする。

4 メリハリのある評価の推進

各行政機関は、あらかじめ設定した目標等の達成度に関して毎年度実績の測定を行い、一定期間経過後に総括的な評価を行うなど（ガイドライン2(2)⑧参照）、業務量・緊急性等を勘案した対応等により、評価作業の効率化に努めるものとする。

上記の実績の測定（以下「モニタリング」という。）を行う場合において、各行政機関は、別紙2の様式を基本として、モニタリングの対象となる施策ごとに、原則として8月末を目途に評価書（モニタリング版）を作成、公表し、総務省行政評価局に送付するものとする。

5 政策評価と行政事業レビューとの連携の確保について

(1) 政策評価における行政事業レビューの情報の活用

各行政機関は、目標管理型の政策評価の実施に当たって、評価対象となる施策を構成する事務事業に係る情報を把握するため、行政事業レビューの情報を適切に活用するものとする。

(2) 政策評価と行政事業レビューの整合性確保

各行政機関は、政策評価結果の予算要求等の政策の企画立案作業への的確な反映を図るため、施策と当該施策を構成する事務事業に係る行政事業レビューの対象事業との対応関係を別紙3を参考に毎年適切な時期に整理するなどにより、政策評価と行政事業レビューとの整合性に留意するものとする。

(3) 関係部局間の連携等

各行政機関は、政策体系や費用の明確化等に資するよう、評価対象となる施策を構成する事務事業に係る行政事業レビューの情報や、政策評価の結果に関する情報の共有を図るなど、政策評価担当組織と予算等の取りまとめ部局との連携を確保するものとする。

なお、5(1)～(3)に掲げた取組については、行政刷新会議における行政事業レビューに係る実施状況等を踏まえて対応する。

6 目標管理型の政策評価の簡素合理化等を踏まえた取組

各行政機関は、目標管理型の政策評価の簡素合理化等を踏まえ、施策レベルの政策のうち目標が達成されない、指標に想定外の変動が見られるなど問題が見出されたものに関し、個々の政策手段についての掘り下げた分析・検証の実施等、積極的に政策評価に取り組むよう努めるものとする。

7 平成23年度の実施状況を踏まえた検討

平成24年度以降の取組については、23年度の試行的取組の実施状況、各行政機関の意見、政策評価分科会における議論等を踏まえ、検討する。

平成23年度実施施策に係る事前分析表(素案)

別紙1

(記載イメージ)

(〇〇省23-①)

| 施策名 | □な△△の向上 | | 担当部署名 | | 作成責任者名 (※任意記載) | | |
|--------------------------------------|----------------------------|---------|-------------------------------|-----------|----------------------|-----------|-----------|
| | □な△△の向上 | 〇〇を推進する | 〇〇原〇〇課 | 〇〇課長 〇〇〇〇 | | | |
| 施策の概要 | 〇〇の形成を通じ△△の構築 | | | | | | |
| 達成すべき目標 | すべての〇〇が……な程度に……できるように△△を実現 | | 目標設定の考え方・根拠 | | 政策評価実施予定時期 平成〇年〇月 | | |
| 測定指標 | 年度ごとの目標値 | | 測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠 | | | | |
| | 基準値 | 目標年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| 1 〇〇調整における△△率 (※107年計画の場合の記入例) | 50% | 平成21年度 | 70% | 〇% | 70% | - | - |
| 2 □□適合基準率 (※107年計画の場合の記入例) | 75% | 平成22年度 | 90% | - | - | 83% | - |
| 測定指標 | 基準 | | 施策の進捗状況(目標) | | | | |
| | 基準 | 目標年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| 3 〇〇〇〇事業計画の推進 (※57年計画の場合の記入例) | 〇〇事業計画の進捗率 | 平成21年度 | 〇〇事業計画の完了 | 〇〇事業計画の完了 | 〇〇事業計画の完了 | 〇〇事業計画の完了 | 〇〇事業計画の完了 |
| 達成手段 (開始年度) | 補正予算額(執行額) | | 達成手段の概要 | | | | |
| | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| (1) 〇〇事業 (平成〇年度) | …億円 (…億円) | …億円 | …億円 | …億円 | …億円 | …億円 | …億円 |
| (2) 〇〇事業 (平成〇年度) | …億円 (…億円) | …億円 | …億円 | …億円 | …億円 | …億円 | …億円 |
| (3) 〇〇に関する組織特別措置 (平成〇年度) | - | - | - | - | - | - | - |
| (4) ××規制の適切な運用 (平成〇年度) | - | - | - | - | - | - | - |
| … | … | … | … | … | … | … | … |
| 達成手段 (開始年度) | 補正予算額(執行額) | | 達成手段の概要 | | | | |
| | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 |
| (1) 〇〇事業 (平成〇年度) | …億円 (…億円) | …億円 | …億円 | …億円 | …億円 | …億円 | …億円 |
| (2) 〇〇事業 (平成〇年度) | …億円 (…億円) | …億円 | …億円 | …億円 | …億円 | …億円 | …億円 |
| (3) 〇〇に関する組織特別措置 (平成〇年度) | - | - | - | - | - | - | - |
| (4) ××規制の適切な運用 (平成〇年度) | - | - | - | - | - | - | - |
| … | … | … | … | … | … | … | … |

・本施策における重点事項を定めて〇〇計画(閣議決定)において、〇〇調整における△△率については、××年までに□□にすることを定めているため

・〇〇基本計画(閣議決定)の成果指標として□□適合基準率が、75%(H22)→83%(H27)→90%(H32)と規定されているため

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

・□□における新〇〇次△△計画(閣議決定)において、「平成〇年度までに……〇〇事業を完了する。」と規定されているため

達成手段の目標(23年度)

〇〇整備率: 〇% (〇〇の満足指標の〇〇率を……対準し上げる別表があると見込んでいます)

〇〇事業を推進することにより、主要な〇〇などを中心に継続した△△化を行う地区の総面積が増加し、一層の……の促進を図ることができると見込んでいます

達成手段の概要

1 1 …億円

2 2 …億円

〇〇に関する組織特別措置

××規制の適切な運用

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式（素案）

別紙2

(〇〇省22-①)

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|---------------|-----------|-----|-----|----------|-----|--------|--|
| 施策名 | | | | | | | | |
| 施策の概要 | | | | | | | | |
| 達成すべき目標 | | | | | | | | |
| 施策の予算額・執行額等 | 区分 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度要求額 | |
| | 予算の状況 (千円) | 当初予算(a) | | | | | | |
| | | 補正予算(b) | | | | | | |
| | | 繰越し等(c) | | | | | | |
| | | 合計(a+b+c) | | | | | | |
| 執行額(千円) | | | | | | | | |
| 施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの) | 施政方針演説等の名称 | 年月日 | | | 関係部分(抜粋) | | | |
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|------|----------|-----|-------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 測定指標 | 指標A | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 |
| | 年度ごとの目標値 | | | | | | | |
| | 指標B | 基準値 | 実績値 | | | | | 目標値 |
| | | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 |
| | 年度ごとの目標値 | | | | | | | |
| | 指標C | 基準 | 施策の進捗状況(実績) | | | | | 目標 |
| | | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 | 〇年度 |
| | 年度ごとの目標 | | | | | | | |

| | | |
|------------|-------------|--|
| 施策に関する評価結果 | 目標の達成状況 | |
| | 目標期間終了時点の総括 | |

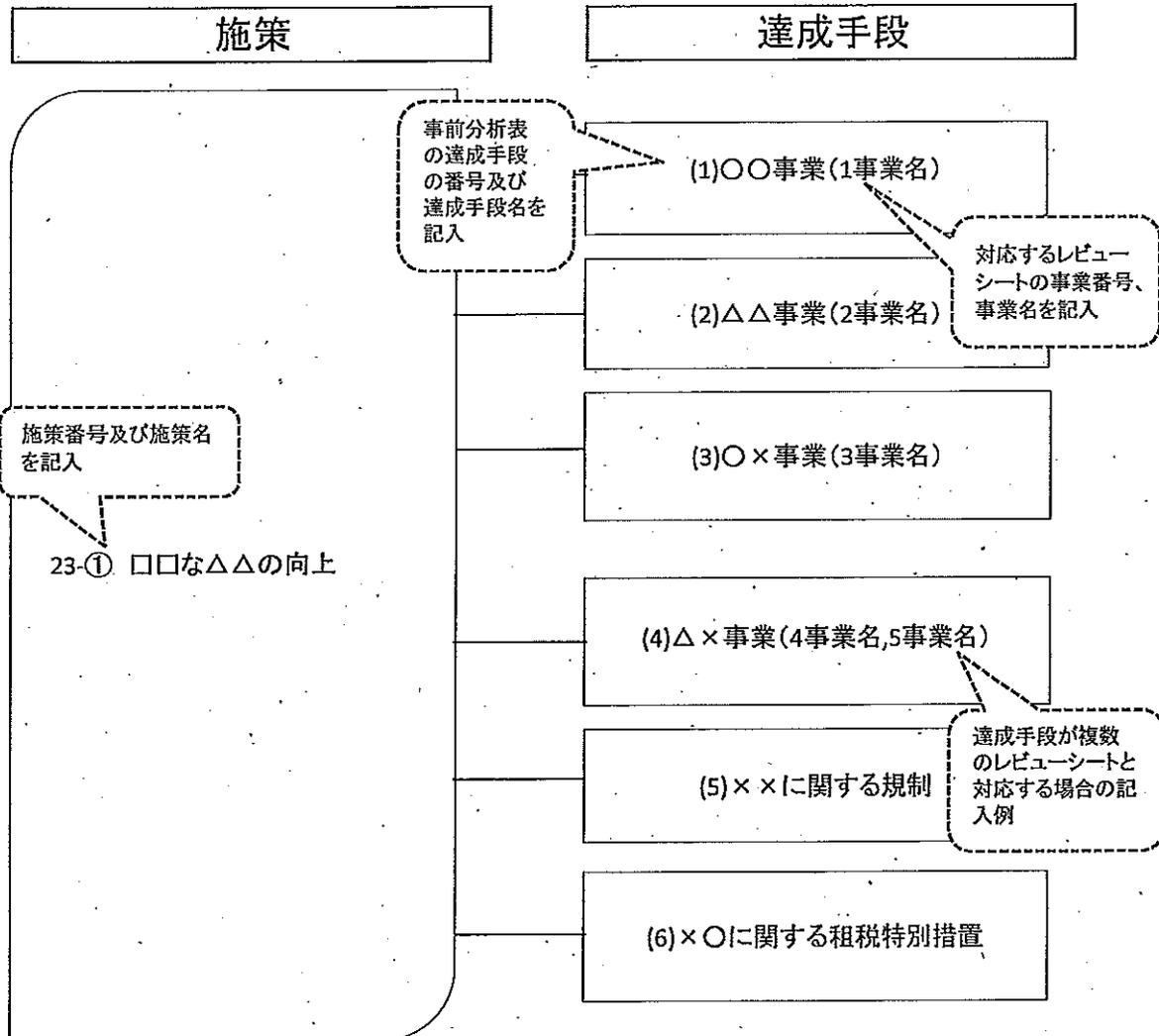
| | |
|-----------------|--|
| 学識経験を有する者の知見の活用 | |
|-----------------|--|

| | |
|---------------------------|--|
| 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報 | |
|---------------------------|--|

| | | |
|-------|-------------------|----------|
| 担当部局名 | 作成責任者名 (※任意記載) | 政策評価実施時期 |
|-------|-------------------|----------|

【施策と達成手段の整理表(作成例)】

〇〇省(23-①関係)



【作成要領】(参考)

- ①ひとつの施策ごとにひとつの整理表を作成し、右上に事前分析表に記載している府省名及び施策番号を記載する。
- ②施策と達成手段の対応関係が明確になるような適切な形式で作成する(ツリー形式、表形式等形式は問わない。)
- ③達成手段のうち予算事業については、対応する行政事業レビューの事業番号及び事業名を括弧書きで併記する。
- ④達成手段名の記入に併せ、事前分析表において記載している事業番号を括弧書きで記入する。
- ⑤達成手段について測定指標に関連付ける形で作成することも考えられる。

平成 22 年度

政策評価等の実施状況及びこれらの
結果の政策への反映状況に関する報告

平成 23 年 6 月

〔国土交通省〕

国土交通省では、政策目標ごとに業績指標とその目標値を設定し、定期的に業績を測定して目標の達成度を評価する「政策チェックアップ（実績評価方式）」を中心的な評価方式として、政策評価を実施している。

政策チェックアップの対象は、国土交通省の主要な行政目的に係る全ての政策であり、いわゆる政策評価体系として、国土交通省政策評価基本計画に3分野（「暮らし・環境」、「安全」、「活力」）-13 政策目標-47 施策目標を定めている。さらに施策目標の下には、国土交通省事後評価実施計画において、業績指標を設定（233 指標：平成 22 年 7 月 23 日公表）している。

政策チェックアップの実施手順は、対象となる政策について、国民にとっての成果（アウトカム）という観点から横断的かつ体系的に政策目標を整理・一覧化した上で業績指標と目標値を設定し、施策ごとに政策チェックアップを実施している。

政策チェックアップの施策評価における業績指標及び目標値の設定とその測定・評価結果の例は次のとおりである。

<平成 21 年度政策チェックアップ評価書（平成 22 年 7 月 23 日）（抜粋）>

分野、目標、指標

○暮らし・環境

政策目標 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現

施策目標 3 総合的なバリアフリー化を推進する

高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。

業績指標

16 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

業績指標ごとの実績値、評価結果等一覧

平成 21 年度政策チェックアップ結果一覧表（抜粋）

A 業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示している
B 業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していない
C 判断できない

1 施策の改善等の方向性を提示
2 現在の施策を維持
3 施策の中止（施策は継続するが、業績指標のみ廃止する場合を含む）

| ○政策目標(アウトカム) | 業績目標 | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--|--------|----------|-------|--------|-------|-----|------|--------|------|
| | ○施策目標(評価の単位) | 初期値 | 平成21年度実績 | | | 前年度評価 | 目標値 | 重要政策 | | |
| | | | (年度) | 実績値 | (年度) | | | | 評価 | (年度) |
| 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 | | | | | | | | | | |
| 3 総合的なバリアフリー化を推進する | | | | | | | | | | |
| 旧016 | 15 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化) | ① 29% | 平成15年 | 36.9% | 平成20年 | B-1 | C-1 | 56% | 平成22年 | * * |
| | | ② 6.7% | 平成15年 | 9.5% | 平成20年 | B-1 | C-1 | 17% | 平成22年 | * * |
| 旧01 | 16 共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率 | 10% | 平成15年 | 16% | 平成20年 | A-1 | C-1 | 19% | 平成22年 | * * |
| 旧018 | 17 不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合 | 12% | 平成15年度 | 15% | 平成20年度 | B-1 | B-1 | 30% | 平成22年度 | * * |

評価書の記載内容（抜粋）

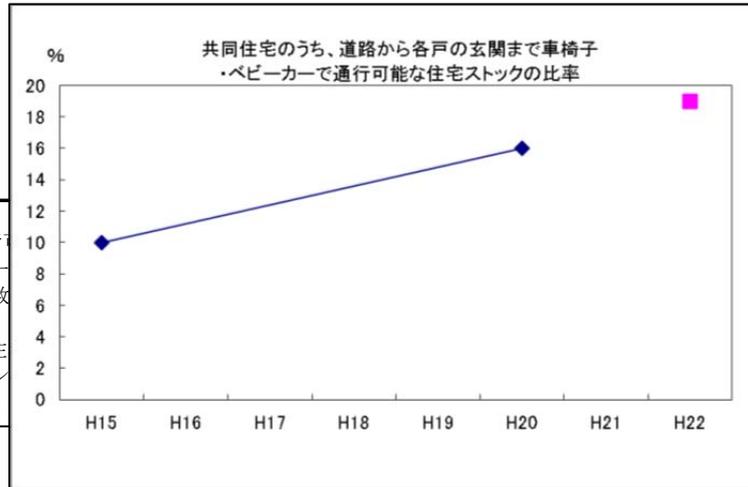
—評価と見直し事項—



業績指標 16

共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

| 評価 | 目標値 | 実績値 | 初期値 |
|-----|-------------|-------------|-------------|
| A-1 | 19% (平成22年) | 16% (平成20年) | 10% (平成15年) |



(指標の定義)

道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

※A：道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率

※A及びBはいずれも「居住世帯のある住宅」戸数

(目標設定の考え方・根拠)

高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン9月19日閣議決定「住生活基本計画（全国計画）」

目標値を設定

(外部要因)

新規住宅着

(他の関係主)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

・住生活基本

・新成長戦略

(2) 戦略

【閣議決定】

なし

【その他】

・国土交通省

III 住宅

2. 急

～少

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

本業績指標は、5年に一度実施される「住宅・土地総合調査」により把握している（直近はH20に実施）。平成21年度の実績値は把握できないものの、本業績指標は、平成15年度から平成20年度のトレンドとしては着実な上昇を示しており、現時点においては、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- 共同住宅の共用部分におけるユニバーサルデザイン化
 - ・ バリアフリー対応構造を標準仕様とした公営住宅の供給を促進した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は目標の達成に向けて順調に推移しており、住宅のバリアフリー施策をより一層推進していくため、高齢者等の生活を支援する施設を公的賃貸住宅と一体的に整備する事業等を支援する高齢者等居住安定化推進事業の創設や、住宅のバリアフリー改修税制等の延長など、平成22年度に新たな措置を講じていることから、A-1と評価した。今後も、税制や予算の拡充等を通じ、住宅のバリアフリー化を一層促進する。

平成22年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成22年度)

- ・ 高齢者等居住安定化推進事業を創設し、高齢者等の生活を支援する施設を公的賃貸住宅と一体的に整備する事業や高齢者等の居住の安定確保のための先導的な取組みを支援する。
- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅等の整備を促進するため、地域優良賃貸住宅（高齢者型）の供給計画を都道府県知事が認定する際の床面積基準について、地方公共団体が高齢者居住安定確保計画において別に基準を定めて緩和する場合、当該基準を満たす地域優良賃貸住宅（高齢者型）を社会資本整備総合交付金（基幹事業）の対象とする。
- ・ 高齢者向け優良賃貸住宅等のうち、既存住宅の改良によって高度なバリアフリー化がなされるものについて、補助限度額を優遇する仕組みとすることにより、既存ストックの有効活用による高度にバリアフリー化された高齢者向けの優良な賃貸住宅の整備を誘導する。

過去の実績値

H15

10%

< (民)長島一由議員 質疑の答 >

第一類第十四号(附属の三) 予算委員会第二分科会議録(参議院所管第一号) 平成二十三年二月二十五日

答する研究開発などのグリーンICTの推進に必要経費として二十八億円を計上しております。次に、「国民の命を守る消防防犯行政の推進」といたしまして、緊急消防援助隊・消防防災体制の充実強化、災害時要援護者に対する支援等に必要経費として、百十一億円を計上しております。次に、「国民本位の電子行政の実現」といたしまして、電子政府の推進及び電子自治体の推進に必要な経費として、六十八億円を計上しております。

次に、「標準機能の発揮による行政の抜本的な刷新」といたしまして、政策評価制度、公務員制度改革の着実な推進等に必要経費として、十億円を計上しております。次に、「郵政改革の推進」といたしまして、日本郵政グループの事業計画等の認可を通じた適切な監督業務等の実施に必要な経費として、四億円を計上しております。

次に、「国民生活・企業活動の安定・充実」といたしまして、受給者の生活を支える恩給の支給に必要な経費として、六千九百十九億円、厚生労働省が所管する年金記録補正業務等の実施に対する協力、確実な執行のチェックに必要な経費として、九十八億円、経済センサスの円滑な実施など、「公的統計の整備に関する基本的な計画」の推進に必要な経費として、百六十八億円を計上しております。

そのほか、政党助成法に基づき法人である政党に対し交付する政党交付金として、三百十九億円を計上しております。次に、「交付税及び歳入税交付金特別会計」について御説明いたします。まず、交付税及び歳入税交付金勘定の歳入予定額は、五十四兆千八百四十一億円、歳出予定額は、五十二兆九千七百九十五億円となっております。歳入は、地方交付税及び地方特例交付金の財源に充てるための一般会計からの受入れ見込額のほか、地方歳入税と歳入金の財源となる収見見込額等を計上しております。

歳出は、地方交付税、地方特例交付金、地方歳入税と歳入金及び借入金金の償還財源等の国債整理基金特別会計への繰入れ等に必要経費であり、また、交通安全対策特別交付金勘定の歳入予定額は、七百九十六億円、歳出予定額は、七百四十四億円となっております。

歳入は、交通反則納金の収入見込額等を計上しております。歳出は、交通安全対策特別交付金等に必要経費であります。以上、平成二十三年度における参議院所管予算案の概要の御説明を申し上げます。

○若泉主査 以上をもちまして参議院所管についての説明は終わりました。この際、分科員各位に申し上げます。質疑の持ち時間はこれを厳守され、議事進行に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、政府当局におかれましては、質疑時間が限られておりますので、答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。長島一由君。

○長島(一)分科員 皆様、おはようございます。この参議院予算委員会の分科会、参議院所管というところでございます。特にきょうは小宮山洋子厚生労働副大臣そして広田防衛大臣政務官に出席いただきました。早朝より申しわけございません、よろしくお願いたします。それで早速、きょうは、税金の無駄な減、特に、税金の減税対策、それから生産性を上げるという観点を中心に、何点か御質問させていただきます。年末年始にかけて、片山大臣を含む政務三役は、私は個人的に提言書を十本ほど提出させていただきました。まず、端的にお尋ねしますけれども、

大臣、これを読んでいただいでしょうか。○片山国務大臣 はい、拝見をいたしましたし、別添、たしか私に、部分的にはありますけれどもお手紙をいただきました。拝見をいたしました。

○長島(一)分科員 片山大臣、お読みいただいたということなんですけれども、所見を、例えばその中でも、既に検討していただいたことに対しては、いただいたことか、そんなことがあったらうれしいんですが。

○片山国務大臣 実は私も、自分で実際に選挙をかつてやったこともありまして、それから自治体の首長もやっております。いろいろ考えるところがあります。実は、議員からいただいた提案案の中で符合するものもあるものであります。例えば、公営ボスター掲示場への選挙運動用ボスターの掲示は選挙が行つたらいい、私も実際に選挙の経験とか、こういうものは本当に私も自分も考えておりましたので、すつと膝に落ちるものであります。

率直に申し上げますと、例えば地方自治体の首長や職会のあり方についての御提言もありません。その中に別途いただいたもので阿久根市の話なんかもありましたけれども、そこについては若干違和感がありました。自治体の自由になせばいいという意見ももちろんありますけれども、それによって住民の権利が侵害されないかという懸念もありません。私は、住民の権利を最低限はやはり保護するところがあるかと思っております。で、その辺についてはもっと御議論をさせていただく必要があるのかな、こんな印象を持っており

ます。○長島(一)分科員 御答弁ありがとうございます。本題に入りたいと思っております。経務省の行政評価局では、平成十四年にスター

トした政策評価法の十九条に基づいて、毎年、政策評価への取り組みについて報告書を作成して、国会に提出しております。また一方、会計検査院も、決算報告書を作成して、内閣府で国会に報告書を出しております。今手元にありますけれども、それぞれこれだけ厚いものなんですけれども、どちらも税金の使い方に関する国会への法律に基づく報告だということです。今回、この二つの報告書を比較検証しながら幾つか質問と御提言をさせていただきます。

まず、参議院の行政評価局と会計検査院の役割分担と連携について、片山大臣にその見解をお尋ねいたします。

○片山国務大臣 両者はそれぞれ、政策でありまして予算の執行でありますとか、そういうものをチェックするという面では共通の点があると思っておりますが、やはりそれなりの役割の分担があると思っております。

行政評価局は、政府全体の自己評価といえますか、自己的な観点からの評価を行う、それを調整したり取りまとめる、そういう役割があると思っております。それから、会計検査院の方は、主として、お金の使い方というところで、これは憲法にもありますように、政府からは少し離れた立場として客観的な立場で検査をする、こういう役割の遠い、立場の違いがあるのではないかと思います。

○長島(一)分科員 御答弁ありがとうございます。二月の十八日の決算部門会議で、今の全く同じ質問を会計検査院の首席事務局長にお尋ねさせていただきました。片山大臣の見解と符合しているところがあるのが創製しますけれども、やはり、政績が交代して、税金の無駄遣いをなくすというところを国民は期待していると思っております。そういう意味で、これまで以上に参議院の行政評価局と会計検査院の連携ということがますます大事になってくると思っております。特に、会計検査院に効率性の追求という観点か

ら政策評価をもっと活用してもらいたいと思つて
いるんです。当時は年二回やっていたというこ
となんです。今のところ議事録がないので、私
どももそのような議論をしているか外部からわか
らないんですけれども、議事録を作成する。ある
いは、これ全部公開というのは無理だと思つて
います。アレストができませんから。そういうた
い、クロースドミーティングとオープンミー
ティングと分けて、外部からもどのような議論を
しているかわかるようにしていただきたいんです
けれども、大臣、いかがでしょうか。

○片山国務大臣 これは会計検査院ともよく相談
してみたいと思います。何らかの形で、外部に対
しても何をやっていくかということがわかるよう
に、わかりやすいようにすることは重要だ
と思います。

会計検査院に限らず、この種の子エックなどを
行う組織とか機関、機能というのは幾つかありま
す。総務省もそうですし会計検査院もそうです
が、それ以外に、新設になってからは行政刷新
会議があります。もとより、予算査定というの
も実は子エックを本来している、すべきことな
りですけれども、ここが果たしてどうかという問題も
あります。それから、国会における予算の審議
も、まさにそうなんですけれども、それから決算
審、そういうものもありまして、それぞれが違
をしながら、役割を分担しながら子エックを進め
ていくということが重要だろつと思つています。

○長島(二)分科員 ありがとうございます。
特に、これから行政評価本体の方の質問に移り
たいと思つてすけれども、例えて言うなら、私
今後の報告書とか、それから担当官から話を聞
いて、あるいはこれまで各府省に、まあ、また国
会議員になってから一年半くらいでしようか、そ
れぐらいの短い期間ですけれども、思つては、
政策評価をやっているんですが、自民党でいつ
ら、一生懸命やっているんですけれどもチェン
が外れている、あるいは、チェンがはまっています
でも、五段階のギアでいったらローギアかセカン

ドぐらいにしかなっていない。ただ、一部の省庁
でトップギアに入りつつある省庁もあるんで、そ
れは褒めたいと思つて、ちよつと何かお伺いしま
すけれども、例えば、この報告書の四ページにも
書いてあります。また法律にも定められてありま
すけれども、研究開発、公共事業、政府開発援助、規
劃の四分野は、社会的に影響も大きいということ
と、多額な費用が見込まれる、それから評価の方
法が開発されているという特に三つの理由で、事
前評価が法律によって公表が義務づけられてい
るんです。

例えば政府開発援助について、政権交代して民
主党は、アフガン支援について、岡田外務大臣が
向こう五年間で最大五十億ドル支援するというこ
とで、かなり膨大な金額を提出する。これは薄岸
戦争に次ぐ規模なんです。ですから、きつとアフ
ガン支援についても外務省の政策評価のページ
に事前評価をちゃんとやつたということが載つて
いるんだろつと思つていたんですけれども、ア
フガンのアの字もないんです。

これは、事前評価を法律に基づいてやらな
い場合、政策評価は違反になるのかどうか。違反かど
うかというの、裁判所じゃありませんから、大
臣の立場では判断できないかもしれませんけれど、
も、あるいは拒絶するおそれがあるかどうか。そ
の点について、一般論でも構いませんので、お尋
ねしたいと思います。

○片山国務大臣 今、議員がお触れになられま
したように、法律でもって一定の事案については事
前評価を義務づけられているわけでありまして、
細かい要件はともかくとして、その要件に該当す
る案件であります。事前評価をしなれば、そ
れは法に抵触することになると思つてい
ます。
○長島(二)分科員 重ねてお尋ねしますが、一
般論で構わないんですけれども、この政策評価法
については、短く答弁していただきたいんですけ
れども、端的に言えば、どこまでやつたら違法で、

何をしたいと違法になるのか、その点につ
いてお尋ねしたいと思います。
○片山国務大臣 それは、ちよつと細かいことは
今御答弁申し上げかねますけれども、法律に要件
がそれぞれ書いてあるわけですから、それ
にのっとってやるということが基本的なルールだ
ろつと思つています。それをやっているかどうかとい
うことをチェックする、警告性をとるのが総務省
の役割だと思つています。

○長島(二)分科員 特にこのアフガン支援につ
いては、今、政策評価を中心に質問しようとい
うことでは、今、その前から、金額が大きいので
けれども、もつとその前から、金額が大きいので
ちよつと数値目標を掲げて、その成果が、後にな
って清原戦争みたいな無駄金を使つたんじゃないか
という批判を浴びないように、数値目標を立てて
ちゃんとPDCAで回してほしいということ
言つていたんですけれども、当時、私が議員にな
りたてのときだつたんですけれども、担当部局の
方は、数字がひとり歩きしたら困るとか、そうい
うことはやつたことがないと。それからもう一つ
は、一定の大義があると思つてすけれども、治
安情勢が悪化しているでなかなか現地調査がで
きない。これはわかるんですけれども、やつたこ
ともないし、数字がひとり歩きをしたら困るとい
うことはちよつと大義にならないと思つていま
した。

そういう中で、ずつとこの間、ちよつとつくつ
てくれと言つたら、インフラとして幾ら予算を投
資しました、例えば、学校を何校つくりました、
教員が一人ふえるように目指していますとか、
警察官の給与を修正予算で三百三十億使つてあ
やしてあります、特にこの三、四年ぐらいで八万人
から十二万人にふやしましたという、インフラ
に付してアウトプットは説明するようになつた
んです。ところが、アウトカムについてはまだ
指標も立てていないし、外務省全体に、成果指標、
特にアウトカムの部分の意識が希薄だと思つて
すね。

そういう意味で、例えばこの警察官の話、お
答えしにくいでしょうからアフガンと限定しま
せんけれども、警察官をふやす場合の、アウトプ
ットが人数だとして、アウトカムとは、大臣、何
だと思つてますか。

○片山国務大臣 これは、例えば、治安が良好な
状態になる、犯罪が発生したときの検挙率が上
がるか、それから交通事故の件数が減るか、こ
れは警察官だけに限りませんけれども、国民に
とつてどういう便益が増してくるかという、そこ
が一番重要なポイントだろつと思つてます。

○長島(二)分科員 片山大臣は、知事だけじゃな
くて、今は大臣ですけれども、慶応大学の教授も
されていたので、理論も実践もわかつた本当に見
識のある方だと私も尊敬して居るんです。そう
いった意味で、せつかく片山大臣が総務大臣を
やつていらっしゃるから、成果指標というか、成果
目標をしっかりと立ててほしいことは総務省を
挙げてやつていただきたいと思つてます。

ただ、この報告書を見ると、特に会計検査院と
比べると、会計検査院の方は具体的な事例があつ
て、幾ら節約するよう改善を提言した、意見し
たということが具体的なケース事例として書いて
あるんですけれども、こつちの報告書は残念なが
らインデックスなんです。具体的に、どんな事
業に対して政策評価をやつていくのか、でも、イ
ンデックスなんです。さつきのアフガンじゃな
いんですけれども、全部載つていくわけじゃない
んです。アフガンも、外務省は別個をつくつて、
細かく調べると、実はやつていっているんです。た
だ、さつきの言つたように、数値目標を掲げないとい
うか成果目標をつくつていないか、これはあるん
ですけれども。
そういう意味で、この報告書のあり方、国会
議員はこれをもつてどういうことを総務省が政策
評価をやつていっているんだろつというのを見るん
です。もうちよつと選択と集中を回つて、各府省
がどういふところに優先順位をつけて政策評価を

やって、進行を管理しているのかということをおぼろげに、進行を管理していただくかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○片山国務大臣 おっしゃるような、御指摘のような問題はあります。恐らく、これは指摘ですけれども、政策評価という手法を導入したときに、まずちゃんとやらせる、やらせると言うことと失礼ですけれども、やるということが一番大きな課題だったと思うんです。自己評価というのはそれまでやっていなかったこととありますから、ですから、ちゃんとやっていくかどうかということ、実施状況というのはそういう意味だろと思うんです。もうそれでは本来は済まない、中身が問われる、質が問われると思います。

ですから、おっしゃったようなことは、これからのレポートの作成、それ以前の評価のあり方自体に改善、工夫を導入しなければいけないと思っております。実は、もともと今の日本の政府の組織の中で現在やっております政策評価というのは、おのずから限界があるだろうと私は思っています。といいますのは、実際に仕事をやっている人たちが自分のことを評価するわけで、これは人情からいっても客観的な評価はなかなか難しいわけなんです。おっしゃるような、目標を掲げたいくないというの、目標をなまじ掲げると後でやいやいやいわれるというの、マニフェストの議論を見てもおわかりのとおりなので、やはり、できるだけ掲げたくないとか、ハードルは低くしておきたいというの、人情であります。

本来の政策評価がうまく機能する政府組織というの、いわばスタッフ組織とライン組織とが分かれていて、スタッフのような、参謀みたいなところで政策をつくって、目標をつくって、指示をして評価をする、こういうところではうまくいくんです。ところが、日本はライン系統ばかりですから、ライン系統のところでは自分で目標をついて自分で管理するというの、おのずから限界があるんです。

したがって、私は鳥取県知事のごとき、鳥取県ではこの政策評価を導入しませんでした。むしろそれよりも、日本のような組織だったら第三者によるチェックの方がいいだろうということで、議会のチェック機能を強化してもらって、それから監査員の機能を客観性、中立性を保ちながら強化する、この二つの方を選びました。あとは、自己評価は、予算査定をシーリングなどで形骸化させないで、ちゃんと二つ二つを見ていく。私はこっちの方を選んだんです。

今この立場で、政策評価に関する法律を案出する責任者ですから、そんな個人的なことも言っておられませんから、これをちゃんと適切に機能するように、限界はありますけれども、改善、工夫をしたいと思います。

○長島(二)分科員 もう本大臣におっしゃる通りで、大臣が知事時代に行政評価をやられたということも私も承知しております。ただ、現実の中で政策評価法があつて、ここまでレベルが敷かれて、システムはつくったけれども回していかないところ、今、機能の問題があるんです。

大臣がもう本大臣にどんぴしや、そなたなと思うところは、やはり第三者機関のチェックなんですよ。私も規模は進みますけれども市長をやつていまして、議長も首長をやつていまして、行政といふのは変えていくのに外圧が必要だと思うんです。そういう意味で、この政策評価法、特に政策評価のシステムを機能させるのに一番のポイント、第三者のチェックをいかに機能させるかというところで、法律にも義務づけられているんです。

今回、改めて調べてわかったことは、さっき、進んでいる省庁があると言いました。それは国土交通省です。これは機密も発着者の名前も全部公開しているんです。外務省にはばかりちよつと文句を言つて申しわけないんですけども、やはり、進んでいるところ

と進んでいないところと、公開、非公開の度合いに比例しているんですね。外務省は残念ながら要点筆記しかしていないんです。それで、政策評価に関するガイドラインで、議事録、議事録、議事録を公表とされているんですね。そういう意味で、今のままだとガイドライン違反になってしまつてということで、大臣、意見なり報告なりということを外務省にさせていただくことはできるんじゃないでしょうか。

○片山国務大臣 それは検討してみたいと思えます。報告というよりは助言とか、指導という言葉をよくないかもしれませんけれども、アドバイスなんかはする余地はあると思えますので、検討したいと思えます。

先ほど国交省について非常に進んでいるとおっしゃったのは、私もそう思います。なぜかといいますと、それは国交省の皆さんの意識が高かつたということかもしれせんけれども、大規模な公共事業に対して非常に強い、厳しい批判が出ました。したがって、公共事業を案出する国交省としては世間に対してきちんと説明責任を果たさなければいけないという境目に陥つたわけであつて、外圧によつてできたという国交省には失礼かもしれませんが、そういう経緯はあつたと思うんです。

やはり、評価に対しては、第三者のチェックと有意見とか、これが私には一番重要だろうと思えます。

○長島(二)分科員 今、総務大臣から、意見なり物申すことを検討するという御発言をいただきましたけれども、これは外務省の方で公開してもらえますか。

○須永政府参考人 外務省の方では、平成十五年より、政策評価アドバイザー・グループを設け、外務省でございませうけれども、これを案出してございまして……(長島(二)分科員「公開するかしないかを」と呼ぶ)

公開する方は、ガイドラインを踏まえて

次回会合は三月、来月でございませうけれども、より詳細な議事録を作成し、公開することとしております。

○長島(二)分科員 では、その点はひとつよろしくお願ひします。

ちよつと時間がなくなつてしまつたので、端にお答えいただきたく思うんですけれども、今、総務省の行政評価局ができていて、同じ省庁のフラットな立場で各官庁のところを踏み込んで意見を言つていない現状があるんです。

さっきも言いましたけれども、アウトプットから成果目標をちゃんと立てて、落とし込んでいくかということと、PDCAをしっかりと回しているかということ、ここをもっと行政評価局がクリップをきかしてやるために、さっきの国土交通省じゃないんですが、そういう事例とか、やはり民間と違つて時間軸がどうしても行政というのは長いので、例えばアウトカム指標を短期、中期、長期目標と分けて、これはカナダがやっているんですけれども、そういうマツト化とか、ベストプラクティスを参考に、フォーメーションとかクリップクリップ化をして、行政評価局がもっとクリップをきかせて、各官庁で連携してやっていただきたいと思ひます。

このことについては、総務省自体が持っている第三者機関にきょう指摘があつたことを伝えて、検討したり、もんでもらうことはできませんでしょうか。

○片山国務大臣 それは可能だと思ひますので、検討して、相談をしてみたいと思ひます。

今おっしゃつた問題は実は非常に重要なポイントであります。基本的に、政策評価は各省がそれぞれ自己評価をやるわけです。そうしますと、各省がちゃんとやっているかどうかということ、統一したやり方とか、それを各省にやってもらうというところになるんですけれども、あくまでも各省に、エンジンといひますか、評価に關して内閣府を動かすというところ、そこには実は先ほ

ど私が申し上げました限界があるわけですが、それも、そういうことをやりたくないというのが本能的にありませんから。

内閣機関をそこに極め込んでいくという作業をやらなさいけない。これが非常に難しいし、膨大になるんですね。その結果、内閣機関が不十分な、不完全なエンジンだった場合には不完全な評価結果になって、それをまた一つ一つきちっと直していくというのは膨大な事業量で、それはなかなか難しい。そうすると、やはり内閣機関をちゃんと良質なものにしていかないと、そこには先ほど申しました今の政府機構の内在された限界があるということには御理解いただきたいと思うんですが、そういうことはありますけれども、工夫をして、内閣機関の良質化を図っていただきたいと思っております。

○長島(二)分科員 時間が制約されてきましたので指摘にとどめますが、評価を次の予算に反映させることをこの報告書では目指しているとなつていまして、多分なかなかなつていないので、実際は、多分なかなかなつていないので、なと思っております。そういった意味で、所管の方でも行政刷新会議ですね、内閣府と財務省の主計局それから総務省の行政評価局、連携していく動きがあるということなので、ぜひこれはしっかりとやっていただきたいということは指摘させていただきます。

それから、さっきのアフガン支援のことについて、この政策評価のテーブルの中で、きちんとちゃんと報告書にもごういうことをやっていただくと、額も大きいですから、それは盛り込んでいただきたいというところは指摘させていただきます。それから、防衛政務官、かねて油の調達の方法について私も委員会でも指摘をして、個別には部会でも取り組んできたんですけれども、やはり入札業者の氏名公表とかはしていきなかつたんです、大臣が指示して公表してくれたり、それから、特に海外で補給する場合に、直接艦船に補給する

ばいばいのにバートン船を使っていた、これをやめたということでも多分もっと油の値段が落ちていくと思っております。

それをぜひ、金額も大きいので、別に油を入れちゃいけない、お金を使っちゃいけないということとじゃなくて、職権を守ってもらいたいと多くの国民は思っていますし、防衛に金をかけるなどということじゃなくて、同じお金でもっと有効活用してもらいたいということ、この油の調達については政策評価のテーブルにのせてもらえませんか。

○広田大臣政務官 防衛省の油の調達につきましては、平成二十一年度の実績でも九百十八億円という大変大きな額でございます。

また、防衛省も、新大綱において、防衛防衛力ということで、運用に重点を当てると。運用に重点を当てるということは、まさしくこの油が占める役割というものが本当に大きくなるわけでございます。そういう意味でも、議員御提言の政策評価にのせるということを前向きに積極的に進めたいというふうに今考えております。

○長島(二)分科員 それから、小宮山厚生労働副大臣にお尋ねしますけれども、児童虐待防止ということも本当にこの国の課題で、私は、その一つに、里親の委託率の改善というのは非常に大事だと思っております。現在、一〇・八%なんですけれども、小宮山副大臣がリーダーシップをとって一六%の目標値も立てて、提言書も出して、特に新生児里親のことについて早速機会にかけて、今度里親ガイドラインに案として盛り込んでいただいていることは本当に感謝しております。実行力があると思っております。

これも国民的な関心も高いことですので、それこそ成果が出るまで長くかかりますから、これはやはり政策評価にのせて、報告書でもこんな成果を上げていかなきゃというところを将来的にもPRするためにも、ぜひ政策評価のテーブルにのせていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

第一類第十四号(附属の三) 予算委員会第一分科会議録(総務省所管)第一号 平成二十三年二月二十五日

れた子供のことに関心を持っていただいてありがとうございます。

おっしゃる通りに、子ども、子育てビジョンで平成二十六年度に一六%を目標にしております。そのために、里親の委託率につきましても、厚生労働省の政策評価のアウトプット指標に設定することは検討させていただきます。また、ほかの地域小規模のグループケアなどについては、今入れておりますので、里親も入れることは検討したいと思います。

しかし、アウトカム指標というのは、家庭的に養育されることによつてそれがどのように健やかに成長に貢献したかということ、なかなかこれははかり方が難しいのかなというふうに思っております。

いずれにしても、里親制度というのは、家庭的に虐待を受けた子供などを育てる上でとても大事な制度ですので、また、御意見もいただきながらしっかりと推進をしていきたいと思います。

○長島(二)分科員 きょう、限られた時間で全部言い切れなかつたところもあつたんですけども、とにかく私今まで経験してきたことをちょっと整理させていたんだけど、現状の競りが取り組んでいる政策評価への取り組み課題は五つあるんです。

一つ目は、政策評価法が平成十四年にスタートしてから九年目になるけれども、各官庁の取り組みレベルに差があること。二つ目は、政策評価を義務づけた第三者チェックがあるけれども、議事録を公開していない官庁があつて、公開、非公開の度合いと政策評価の取り組みレベルが比例しつづつあること。三つ目は、成果をはかるための指標を数値化しておらず、評価を適切にできない。四つ目は、目標値を数値化していません。五つ目は、アウトカム指標まで落とし込まれていないこと。五つ目として、総務省の行政評価局と会計検査院の連携度合いが不明であること。

こうした改善課題に対して五つの提言というところで、一つは、海外や取り組みが進んでいる省庁のベストプラクティスを参考に、チェックリストやフォーマットを作成して活用して、総務省の行政評価局もつとグリッパをきかせること。二つ目は、第三者による意見具申を全面公開するなど、本件にかかわる情報公開を進める。三つ目は、指標の設定については数値化を義務づけ、数値化できない場合は理由を明記させる。四つ目は、民間と通つて、行政の場合、成果が出るまでの期間が長いので、アウトカムを短期、中期、最終目標に分けさせる。五つ目として、総務省行政評価局と会計検査院の連携を深め、アメリカの会計検査院のように、日本の会計検査院が政策評価の視点からもダブルチェックをかける、予算作成においては、内閣府行政刷新会議を中心に、財務省主計局と総務省行政評価局が部局横断的に新年度予算策定に生かすという提言であります。

ぜひ、片山大臣、リーダーシップをとっていただいて、片山大臣の見識をフル活用して、お願いしたいと思っております。

そのことをお願いしまして、質問を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○若泉主査 これにて長島一由君の質疑は終了いたしました。

〔主査退席、議員主査代理着席〕
○議員主査代理 次に、あべ俊子さん。
○あべ俊子 ありがとうございます。自由民主党あべ俊子でございます。
本日、片山総務大臣に質問ができたということ、大変うれしく思っております。
特に、片山総務大臣に質問するんだと岡山県の皆様にも申し上げました。ぜひ言いたいことがある。特に、鳥取県知事や山形県知事、岡山県知事、岡山県出身である大臣にとっても期待が高いところ、ちよつと最初に話させていただけたらと思いま

< (民) 風問直樹議員 質疑応答 >

第十五部 行政監視委員会会議録第三号 平成二十三年五月十六日 一 参議院

○委員長(末松信介君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(末松信介君) 行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する調査を議題といたします。本日は、行政の活動状況に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○風間直樹君 よろしくお願いたします。今日は、司法、検察とそれから警察を対象に質疑をさせていただきます。私の質疑のテーマは二点、一つは菅家さんの冤罪事件の足利事件、それからもう一点は村木事件であります。

まず、足利事件について質疑を進めます。菅家さんの冤罪が確定いたしましたからしばらくの時間がたちました。この冤罪確定後、各種報道によりまして、菅家さんではない、つまり真犯人の存在を強く示唆する、こういった報道が行われているところでありまして、確実あるいはテレビです。

こうした報道の蓄積によりまして、この足利事件は、この事件のみにとまらず、栃木県の足利市、そして群馬県の太田市、この二県三市にまたがる五つの連続幼女誘拐事件の可能性が大きいということが、過日の行政監視委員会でも指摘をいたしましたところであり、ところが一方で、真犯人の捜査は現在のところ目立った進展を見せておりません。

今日はまず総務大臣にお尋ねをすべく御出席をいただいているところでございますが、事前に総務大臣には、私の方から事務方を通して、この報道、特に月刊誌の報道を御覧いただきたいという要請をいたしましたところでございます。

片山大臣、この月刊誌をお読みになられました感想をお尋ねしたいと思っておりますが、特にこの捜査に進展がない点に關しましてどのような御所見をお持ちか、その点を改めて御感想をいただければと思っております。

○國務大臣(片山善博君) 私もかねてこの記事には接してございまして、また改めて目を通していただきました。

菅家さんの冤罪事件というのは、本当に御本人にとつてつらいことでありまして、この冤罪事件の完全な解決は、やはり真犯人がしっかりと特定されることが、そしてその法的責任が問われることが大きいと思っております。報道からいんらんなどが推測されまして、是非捜査当局において説明をしていただければという、そういう感想を持ちました。

○風間直樹君 我々政治には、国民の生命、福祉、財産を守るといふ大事な責務がございまして、特に、この質疑を通して私は国民の命の尊厳を守るといふ政治の責務を果たしたいと、このように思っております。総務大臣にお越しいただきましたのは、実は総務省は行政評価局に与えられた権限を通してこの事件に關してはやはり何らかのことができるのではないかと、こういったふうにご考えているからであります。

そこでお尋ねをしますが、総務省の行政評価局は、足利事件に關して、真犯人の存在を示唆する各種報道を基に今日まで何らかの調査や監査を行っていらっしゃるかどうか、お尋ねします。

○國務大臣(片山善博君) 特に個別の事件、特に刑事事件に關して、その真犯人がどうかとか、そういうことは総務省の行政評価の所管範囲ではないと思っております。したがって、この事件を含めて、個別の案件に關して、総務省の行政評価が機能を發揮したということはないと承知をしております。

○風間直樹君 この行政評価局の業務について、その運営を取りまとめた要領がございまして、行政評価・監視業務運営要領、平成十三年の一月六日に制定をされております。この二条、目的及び方針というところでこのように書かれています。行政評価・監視は、国民一般の福祉に即した公正な立場において、国の行政運営の改善を図ることを目的とする。このため、行政がその本来の企圖のよう

に運営されているか否かを具体的に把握し、改善すべき事項を指摘し、その適正を図ると。

この二条の文章に接いたしますと、総務省として例

えば私は以下のような対応が可能ではないかと考へるんですが、大臣が行政評価局を指導してこれらを実施する考えがあるかどうか、お尋ねしたいと思っております。つまり、私が可能ではないかと考へるものとは、この条文、行政がその本来の企圖のよう

に運営されているか否かを具体的に把握し、改善すべき事項を指摘し、その適正を図ると。具体的には足利市、太田市という視察が現地、この場合には足利市、太田市ということになります。この場合に、そして被害者遺族など事件関係者の話を聞くこと、これは可能なのではないかと思ふんですが、大臣、この点はいかがでしょうか。

○國務大臣(片山善博君) 行政評価局の行政評価の仕事といえますのは、国の行政機関が本来の目的に従って円滑に業務を実施しているかどうかという、こういった観点からの評価なり監視ということになります。一般論として申し上げますと、例えば、この行政機関の行政作用の及ぼす相手方、当事者から意見を伺うということは一般論としてございまして。

ただ、個別の刑事事件に關して、それはそれぞれの捜査当局が独自の権限を持って、また資料を携えてやられるわけで、そこにその評価局の職員が乗り込んでいって当事者なり関係者から意見を伺うというのはいささか問題なように思ふと思ふ。捜査の妨害になったり、あるいは当事者に予見を与えたりとか、その後の当事者の行動に何か一定の予断を与えたりというふうなことになるかならないこともあります。この種の個別の事件というものはやはりきっちとした捜査機関の手に

は抽象的、一般的には対象にはなし得ると考へて

おります。もちろん、これはこちら側の体制でありますとか準備とかありますので一概に判断はできませんけれども、抽象的にはそういうことはあるかと思ふんですが、個別のこの種の事件に關して総務省が乗り出すということは、私は制度上想定されていないと考へております。

○風間直樹君 この制度上想定されているかいないかをめぐって、大臣、今お答えを述べられました。私は、制度上これは可能ではないかという立場でございます。

大臣おっしゃいますように、これは司法の問題でありますので、あるいは捜査の問題でありますので、一義的には警察、あるいは逮捕は警察が対応すべき課題であります。ところが、私を含めて、同じ民主党の有田議員もこの件を平査委員会で取り上げておられますけれども、国会議員が複数回にわたって国会でこの問題を取り上げて、なかなか捜査当局が、あるいは司法当局がこの事件にかかわらうとしない。少なくとも目に見えた進展がない。この点に、私どもはもとより、これらの五つの事件の被害者の御家族も大変な憂慮を察していらっしゃるわけでありまして。

つまり、当然ですが、国会には、このように司法機関が国民の意に反して動かないときにそれを強く督促する手段というものは、あるいは調査する手段、監査する手段というものはあります。では、この手段をどこが持っているかということ、司法当局以外には実は総務省に置かれております。そのため今日大臣にお越しいただきまして、このように質疑をさせていただきます。

私は、例えばこういったことが可能ではないかと、この要領に基づけば、イメージをしていただいておりますが、まず詳細監視官を現地に派遣して関係者の話を聞くこと。その上で、これは総務省がタッチすべき問題かというものが明らかになります。タッチすべきであるか、あるいはそうではないか。そこが構図がありはしないかと、そういうのは、私

情に照らして捜査機関がその思いにとたえていな
いということが明らかになれば、例えは総務大臣
から関係機関に対して、評価監視官を派遣した
だけども、このような状況だったのであります
のことをお伝えします、あるいは、こういう状
況です、おちの機関で対応していただきた
い、このように報告あるいは伝達することは、
私はこの第二條に基づけば可能ではないかと思
っております。

なぜこのようなことを申し上げるかとい
います、このように現地に赴いて、そしてその状
況を基に関係機関に報告することの効果が大
きいと思っております。人間、何かの問題、課題
があって、そのことに対して繰り返しの指摘を
受ける、真面目にやらないとこれはまずいな
と、思うものであります。そういう意味で、総務
省のこの監視の意義は非常に大きいと思
うのであります。そういうこと、
○国務大臣(片山善博) 先ほど申し上げました
とおり、審司法といいますが、刑事事件の捜査に
なりません、今おっしゃったような手法は私
は思いません、特に今回の場合、お
っしゃっているのは単の警察行政でもありま
す、そういう面からしても私はなまじいと思
います。

むしろ、国会で議論が行われて、今日もお
でありますけれども、それぞれの捜査当局の政
三役の方々がそれぞれの所管の捜査機関をど
ういうふうな指導されるのか、もちろん、これ
個別について恐らくあしるうと、こういうこと
は講制的でなければいけないと思っております
けれども、そういう中でどういうふうな包括的
な指導をされるのかということが重要ではないか
と思っております。

○風間直樹 私の立場は大臣とは若干違
う、この事件に際して捜査当局が、あるいは可
法がこれまで適正な業務を行ってきたのであ
れば、私は大臣のおっしゃるとおりでいいと思
います。ただ、そうではないという報道がこれ
だけ出てきています。だから、我々国会の立
場では看過で

きないと、こう思うわけでありませう。しか
し、大臣の御所見は御所見であります、それ
として私も尊重させていただきます。
そこで、委員長に提起、提案させていただきます
いんです、現在、この行政に関する監視業務
については、今質疑を通して話しましたように
省に置かれています。行政評価局という形で置
かれています。しかし、この足利事件あるいは
事件もそうでありませうけれども、司法、検察
あるいは警察を含めて、国民の本心に裨益に
利しているのかどうかという疑念が生じた場
合、その実態を我々国会は調査することができ
ません。つまり、調査するための手段を持って
いません。

そこで、総務省に置かれてこの行政評価局
の中で、政策評価を除く監視業務に関しては、
私にも検討してはみるべきではないかと思
っております。この指摘は昨年十一月一日、
議員が同じく総務大臣に質疑をされました
ときに、総務大臣も総務省の下にこの監視業務
がないのではないかと、趣旨の答弁をされて
いらつしやると記憶をしております。ご
す。

後日、理事会で御協議をいただきますよう、
願ひ申し上げます。
○委員長(木松信介) ただいま風間委員から御
指摘がありました件につきまして、後日理事会で
協議をさせていただきますと思ひます。
貴重な御意見を、ありがとうございます。

○風間直樹 それでは、総務大臣に続けても
う一問お尋ねをさせていただきます。
政策評価が十二年ほど前から始まりました。こ
れは、各府省が独自に自らの行った政策を評価
する、その後、総務省が客観性担保評価活動とい
う名目でそれぞれの各府省の政策評価が受
けられるか、それを更に調べる、こういう
仕組みになつていこうと聞いています。ご
らでございませう。

いうのが出ています。総務省にも、これを第三
者の立場で後で評価をまた行うということ
で、やばり政策評価局があるという声を耳に
するんです、大臣、この辺の裏面はど
んなふうに見ていらつしやいますか
でしょうか。

○国務大臣(片山善博) 政策評価局という
のは巧みな表現をされたと思ひますが、私
は、いささか個人的な見解も交えて答
弁いたします。元々この政策評価
というものは、実際には限界があると思
ひます。これは、実際にその業務を
行っている行政機関が自ら評価をする
わけでありまして、日本の行政組織の
風土といえます。限界があると思
ひます。

ちなみに、私は高知県で知事をやつて
おりました、四十七都道府県の中で唯一、
鳥取県だけがこの行政評価局が導入
されませんでした。じゃ、その
種のチェックはしなかつたのかとい
う、私にやらせましたというが求め
ましたのは、議会による距離感の
ある徹底したチェックをお願いしたい
ということ、それから、監査委員とい
うのが自治体にはありますけれども、
その監査委員の機能を強化し、強化
したいと思ひます。その独立性を強
化し、人員も充実をして、やはり距離
感のある、客観性のあるチェックを
やらうということの方を力をつけて
まいりました。行政評価という内部
評価、自己評価はむしろ、毎年予
算と決算をやつておきますので、予
算編成過程を通じて内部評価はしつ
かりやつていく、あとは外部チ
ェックをちゃんどやるということに
重きを置きました。それが結果とし
ては良かったと思ひます。

国の場合、行政評価は所定の法
律を作りまして、今やっておりますので、私は担当大臣
としてそれを所管しております。で
きるだけそれを、限界を乗り越えて
いこうと思ひます。限界を乗り越
えていこうと思ひます。限界を
乗り越えていこうと思ひます。限界
を乗り越えていこうと思ひます。

そのポイントが、一番いいのはやはり
透明性を拡大することだと思ひます。
各部署が自分で評価をして、あれこれ
と評価するんですけれども、それより
も効果があるのは、その過程を通
じてそれを透明化することだと思
ひます。

先般、行政刷新会議が、一種の
あれも評価でありますけれども、非
常に世間の注目を集めたのは、オー
ブンな中で透明性をできるだけ大
にやるということが、それが国民の
皆さんに共感を喚起したのであり
ますけれども、それは、私が今申
し上げている自己評価にも透明性を
付加すること、通じるんだと思
ひます。そんな観点を含めて、評
価局にならないように、今、私は
大臣として局長を指導して
います。

○風間直樹 この政策評価局の中で、
政策評価局が出てくるために、本
の柱、監視業務にも支障が出る
んじゃないかと、こういう声も耳に
します。で、大臣、また省内で
実態を改めてお調べになつて
みたらどうかと、こういう問題
提起をさせていただきます。総務
大臣には御出席いただいて結
構でございます。

では、続きまして、国家公安委員
会に対して質問をいたします。
三月八日に、参議院予算委員会
におきまして有田議員が質疑を
行いました。この際、賞金総額が
答弁に立たれました。足利事件
を含むこの五件連続ではないかと
言われる幼女誘拐事件、この件
についてこのように答弁されま
した。今後、同一、同種類の事
件を防ぐ意味からも、必要な
ことについてはしっかりと対応
することが警察等においても必
要と。この総理答弁後、つ
まり三月八日以降に新たな
捜査に際して指示をしたのか
どうか、この点につきましてお
尋ねをいたします。